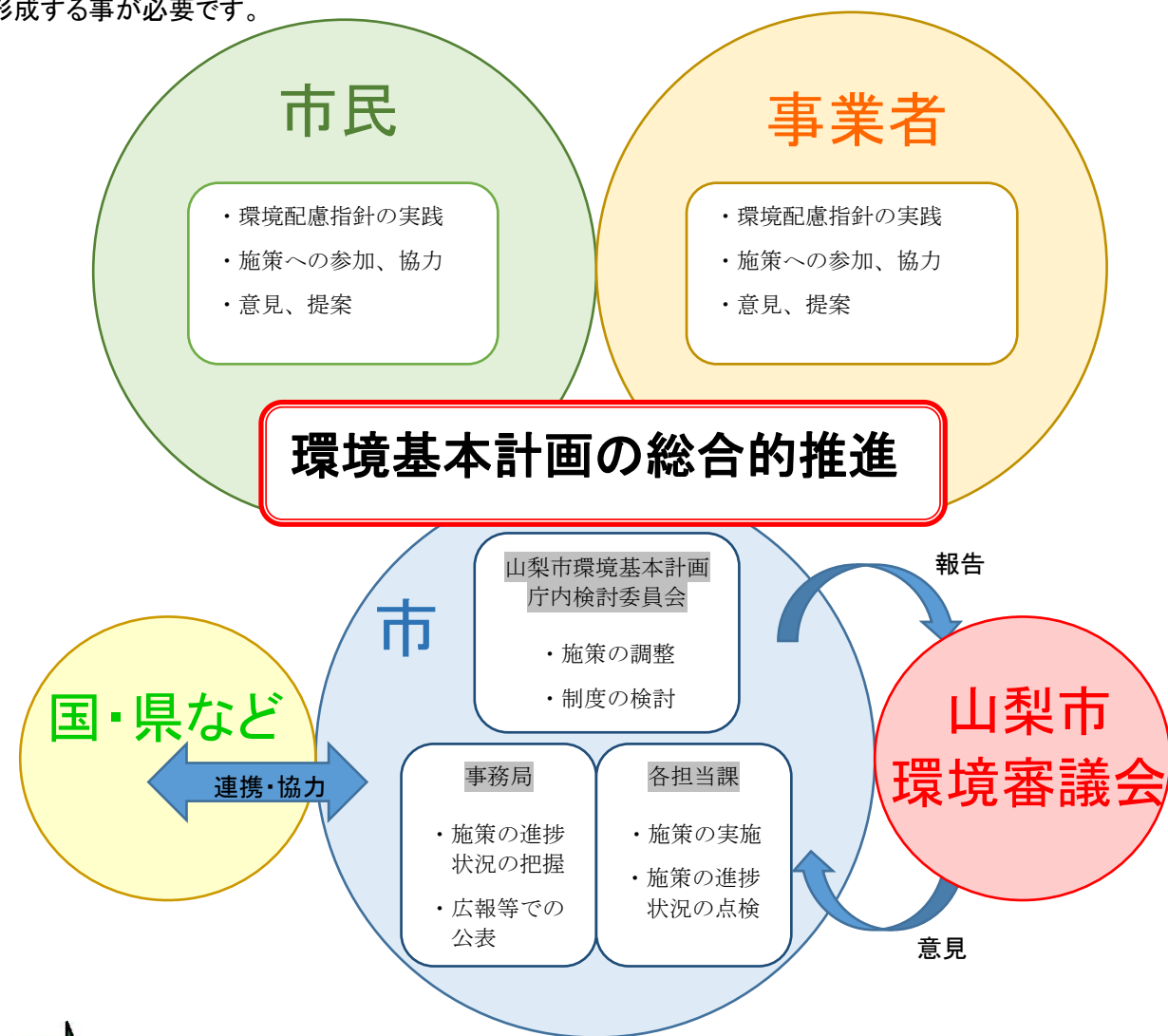


計画の推進体制

☆本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、3者が連携・協力する仕組みを形成する事が必要です。



計画の進行管理

☆本計画に定めた施策は、市民・事業者・市が連携、協力し推進します。また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、環境配慮方針を実践します。

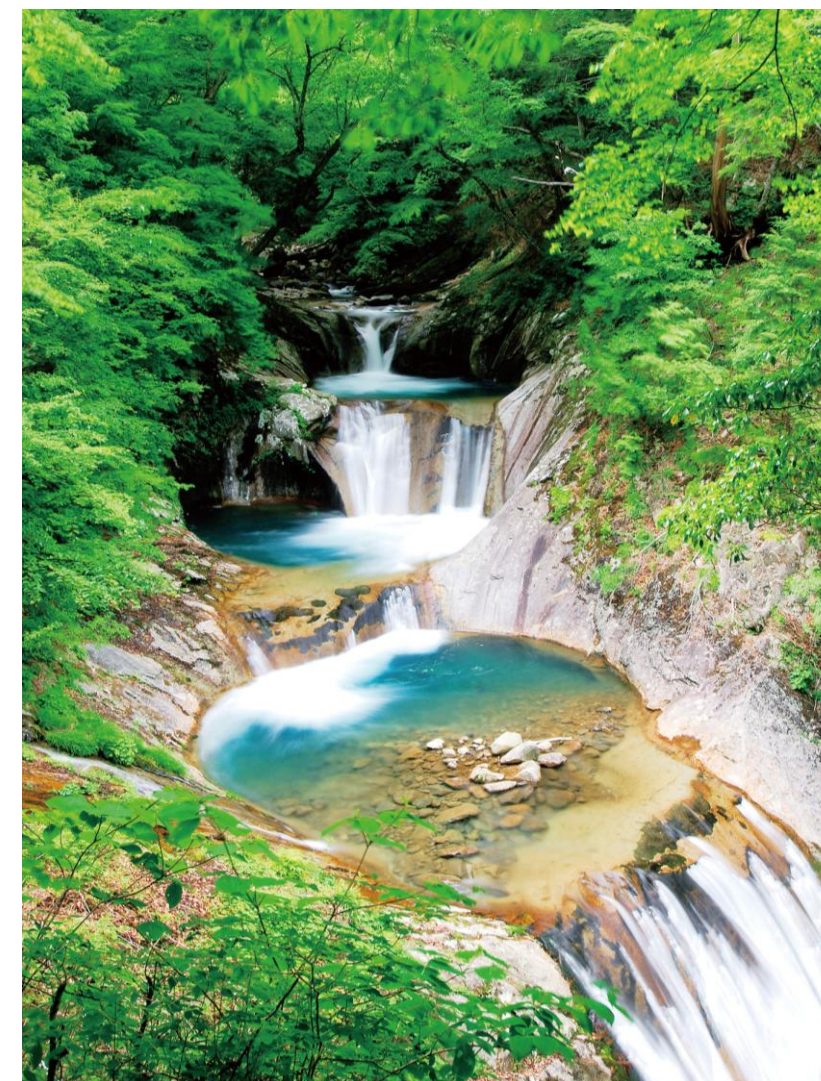
☆本計画の進行管理については、PDCAサイクル(Plan=計画、Do=実行、Check=評価、Action=見直し)に従って行います。Check=評価では、対策・施策の進捗を毎年度把握し、Action=見直しとして5年後の平成33年度に計画を見直すこととします。

山梨市役所 環境課

〒 405-8501 山梨県山梨市小原西843
 TEL 0553-22-1111(内線 2252)
 Fax 0553-23-2800
 ホームページ <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>
 e-mail kankyo@city.yamanashi.lg.jp

第2次山梨市環境基本計画の概要

“豊かな自然をみんなで未来へ継承する快適環境都市 山梨市”



計画策定の考え方

☆「第2次山梨市環境基本計画」は、多様化する環境問題への対応と社会情勢や本市を取り巻く環境状況の変化、そして国内外の動向を踏まえ、現行計画を見直したうえで策定しました。

☆本計画は、「社会環境」、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の5つの環境を対象とし、「環境保全活動」の推進を図ります。

☆本計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、計画の数値目標等については、環境の状況の変化などに対応するため、5年を目途に見直しを行います。

基本方針

個別方針

施策展開

1. 社会環境の保全

有限の資源を大切にするためには、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の生活を改める必要があります。このため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物の減量と循環型社会の構築を図ります。

2. 自然環境の保全

本市には、秩父多摩甲斐国立公園や県自然環境保全地区などの貴重な自然環境が残っています。これらに生息する野生生物の種の保全、ホタルの保護など、生物の多様な生息環境の保全を図ります。

3. 生活環境の保全

大気環境、水環境、音環境などを健全の状態に保ち、本市に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

4. 快適環境の保全

私たちに潤いと安らぎを与えてくれる公園・緑地など、快適なまちの保全と良好な景観、文化財などの保全を図ります。

5. 地球環境の保全

地球温暖化などの地球環境問題の解決に向け、事業活動や日常生活全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。

◆ごみを減らし、リサイクルを推進します

- 廃棄物の発生抑制
- リサイクルの推進
- ごみの不法投棄の防止
- し尿の適切な処理

◆森林生態系を保全します

- 動植物の生育環境の保全
- 森林の再生・保全・活用
- 環境保全型農業の推進

◆健康で安全な大気環境を目指します

- 大気環境の監視
- 自動車排出ガス対策の推進

◆きれいで安全な水環境・土壌環境を維持します

- 工場・事業所の排水対策の推進
- 生活排水対策の推進
- 河川の水質の監視
- 地下水の水質の測定
- 土壌汚染状況の調査

◆騒音・振動・悪臭を防止します

- 自動車交通騒音対策の推進
- 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

◆公園・緑地を保全し、緑化を推進します

- 公園・緑地の保全
- 緑化の推進

◆良好な自然景観を確保します

- 山林景観の保全
- 丘陵地景観の保全
- 眺望点の保存・創出

◆歴史・文化を守り、伝えます

- 文化財の保護と活用

◆地域から地球温暖化対策に取り組みます

- 地球温暖化の防止

◆地域資源を活用した再生可能エネルギーの有効利用に取り組みます

- 新エネルギーの推進

▼指定ごみ袋で回収し、ごみ分別の徹底、推進を図ります。

▼リサイクル運動を促進します。

▼ごみの不法投棄に対する監視を行います。

▼し尿の適正処理を継続して行うために、施設の適正な維持管理に努めます。

▼河川清掃を行い、河川環境や水辺の保全に努めることで、野生生物の生育環境を保ちます。

▼適切に森林樹木の伐採を行うなど、関係機関と連携して、森林の保全に努めます。

▼化学肥料、農薬の使用低減及び有機農業の取組に対し、補助金を交付し、推進を図ります。

▼家庭ごみなどの野焼きを防止するため、野焼き禁止の啓発・指導を実施します。

▼有害物質による土壌汚染の未然防止対策を推進します。

▼アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。

▼工場・事業所等からの騒音・振動を規制するとともに、騒音・振動対策の普及・啓発・指導に努めます。

▼生活や事業に伴って発生する悪臭について、悪臭発生の未然防止を啓発します。

▼緑のカーテン等、住宅地における緑化を推進します。

▼不法投棄監視パトロールを実施し、山間部への不法投棄の未然防止に努めます。

▼農地の適正管理を推進します。

▼開発行為が行われる際には、試掘を行うなど、文化財の保護に努めます。

▼木質バイオマスストーブ（薪・ペレット）の導入を推進します。

▼省エネルギー診断事業の受診を勧めます。

▼エコドライブの徹底を普及啓発します。

▼再生可能エネルギー発電・熱利用事業の導入を積極的に支援します。

上記5つの環境を保全するため、環境保全活動を推進します。

6. 環境保全活動の推進

本市の環境を守り育てるために、市民・事業者・市が自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むとともに、3者で相互に連携・協働しながら進めていきます。

◆環境保全活動を推進します

- 市民・事業者・市が一体となった環境保全活動の推進
- 地域における環境保全活動の推進
- ◆世代を超えた幅広い環境教育・学習を進めます
 - 環境教育・学習の推進
 - 環境情報の発信

▼有価物回収に対して報奨金を出すなど、市民や事業者による環境保全活動を支援します。

▼市民参加の河川清掃活動を実施します。

▼「kids ISO 14000 プログラム」を継続して実施します。

▼エコライフ推進事業を推進します。